

TS-MAN-32-04

衛生マニュアル（清掃・消毒・体液処理）

0. 文書管理情報

文書番号	TS-MAN-32-04
文書名	衛生マニュアル（清掃・消毒・体液処理）
版数	第 1 版
施行日	2026/04/01
作成	統括管理者
承認	統括管理者
管理責任	衛生管理責任者／感染対策担当
配布先	全職員（常勤・非常勤・委託清掃含む）
正本保管	SharePoint/OneDrive（正本）
関連文書	TS-POL-32-01／TS-RULE-32-01／TS-MAN-32-03／感染症 BCP 等

改定履歴

版	改定日	改定内容	作成／承認
第 1 版	2026/04/01	新規制定	作成・承認：統括管理者

1. 目的

本マニュアルは、事業所内の衛生環境を維持し、感染拡大および事故（曝露・誤使用）を防止するために、清掃・洗浄・消毒および体液（嘔吐物・便・血液等）処理の標準手順を定める。

2. 適用範囲

- 対象区域：発達支援室（児童発達支援）、発達支援室（放課後等デイサービス）、相談室、発達支援室（児童発達支援）トイレ、発達支援室（放課後等デイサービス）トイレ、事務所
- 対象物：玩具・教材、机・椅子、ドアノブ等の高頻度接触面、リネン・衣類、排泄・食事関連備品、体液汚染物
- 対象者：全職員（常勤・非常勤）、清掃委託者（該当する場合）

3. 基本原則

3.1 洗浄と消毒の優先順位

消毒の前に、原則として洗浄（汚れ除去）を行う。汚れが残ると消毒効果が低下する。

体液（嘔吐物・便・血液等）の処理はアルコールでは不適であり、塩素系消毒薬を用いる。

3.2 標準予防策（Standard Precautions）

体液は感染性がある前提で取り扱い、必要な個人防護具（PPE：手袋・マスク・エプロン等）を使用し、手指衛生を徹底する。

3.3 消毒薬の安全管理（事故予防）

- 塩素系消毒薬は、酸性洗剤等と混合しない（塩素ガス発生）。
- 塩素系消毒薬は噴霧しない（吸入・腐食のリスク）。
- 次亜塩素酸ナトリウム希釈液は原則「当日作成・当日中に使い切り」とする。
- 消毒用エタノールは引火性に注意し、火気・高温環境を避ける。
- 薬剤は子どもの手の届かない場所に保管し、可能な限り施錠する。

4. 体制・役割

4.1 衛生管理責任者（または感染対策担当）

- 清掃・消毒計画の策定、資材管理、職員教育、点検の実施
- 嘔吐物・体液処理キット等の整備・補充
- 感染流行時の強化対応（頻度増、動線分離、追加消毒等）の指揮

4.2 現場職員（全員）

- 本マニュアルの順守
- 清掃チェックの記録
- 異常時報告（汚染・破損・在庫切れ・曝露）

5. 使用資材（標準）

5.1 洗淨

- 中性洗剤（界面活性剤）
- 使い捨てペーパータオル／使い捨て不織布
- 清掃用具（ゾーン別に色分け：トイレ用／室内用／事務所用）

5.2 消毒（用途別）

- 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）：体液処理、排泄関連、感染流行期の重点清拭
- 消毒用エタノール：高頻度接触面の拭き取り（適用対象に限る）

5.3 PPE（体液処理時は必須）

- 使い捨て手袋
- マスク
- 使い捨てエプロン
- 必要に応じてフェイスシールド等（大量汚染時）

5.4 嘔吐物・体液処理キット（常備）

5.4.1 設置場所（2 拠点）

1. 事務所（保管場所： ／ラベル「体液処理キット」）
2. 放課後等デイサービストイレ前（収納： ／ラベル「体液処理キット」）

※いずれも子どもの手の届かない位置／可能なら施錠。掲示用手順（TS-APP-32-03-06）をキット正面またはフタ内側に貼付。

5.4.2 キット内容（標準）

- 使い捨て手袋（複数組）
- マスク（複数枚）
- 使い捨てエプロン（複数枚）
- ペーパータオル（多め）
- 不織布（拭き取り用）
- ビニール袋（大×複数、二重化用）
- 次亜塩素酸ナトリウム（原液）／計量カップ／作成ボトル（ラベル付）
- 区画用テープ（またはコーン代替）

5.4.3 点検・補充

- ・ 週 1 回：在庫点検（担当： ）
- ・ 使用後：使用者が当日中に補充依頼（または補充）
- ・ 記録：平時は TS-FORM-32-03-05、嘔吐物・排泄物処理時は TS-FORM-32-03-06 に記入

6. 消毒薬の濃度目安と作り方（事業所標準）

製品ラベル（有効塩素濃度）の指示を最優先とする。以下は一般的目安であり、事業所として運用を統一する。

6.1 次亜塩素酸ナトリウム濃度の使い分け（目安）

濃度（目安）	用途（例）	備考
0.02%（200ppm）	日常の環境表面・便座・ドアノブ等（必要時）	製品表示に従い、素材適合を確認
0.1%（1000ppm）	嘔吐物・排泄物が付着した床・物、体液汚染部位	消毒前に汚染物を除去し、製品表示の接触時間を守る

6.2 家庭用漂白剤（有効塩素 5% または 6%）の希釈早見（目安）

※製品の有効塩素濃度により希釈倍率が異なる。希釈液は遮光・密閉し、当日分のみ作成する。

原液濃度	0.02%作成（目安）	0.1%作成（目安）
5%製品	原液 1：水 249（合計 250 倍）	原液 1：水 49（合計 50 倍）
6%製品	原液 1：水 299（合計 300 倍）	原液 1：水 59（合計 60 倍）

運用ルール：希釈液は当日作成・当日廃棄。金属腐食・脱色に注意し、必要箇所は使用後に水拭きを行う。

7. 日常清掃・消毒（場所別・頻度表）

7.0 前提（統一ルール）

- ・ 原則：洗浄（汚れ除去）→拭き取り→必要時消毒
- ・ 体液（嘔吐・便・血液）汚染は「10.体液処理」手順に切替（本表では処理しない）
- ・ 消毒剤は 2 系統に固定：アルコール（高頻度接触面）／塩素系（トイレ周辺・体液疑い・流行期強化）
- ・ 清掃用具はゾーン分けし、共用しない（交差汚染防止）

7.1 毎日清掃（開所前／日中／閉所後）

※チェックリスト（TS-FORM-32-03-05）へ転記できる粒度とする。

A) 発達支援室（児童発達支援）

対象	頻度	標準手順	備考
床（見えるゴミ）	開所前／閉所後	掃除機または乾拭き →必要時水拭き	汚染があれば体液処理へ
机・椅子（天板・手すり）	閉所後（＋必要時）	汚れ→洗浄→拭き取り →アルコール拭き	食事・製作後は都度
ドアノブ・スイッチ・手すり	日中 1 回＋閉所後	アルコール拭き	流行期は回数増
玩具・教材（口に入る可能性）	日中（使用後まとめて）	洗浄→すすぎ→乾燥 （必要時消毒）	消毒より乾燥を重視
手指衛生設備（石けん・ペーパー）	日中	残量確認・補充	切れは事故扱いで報告

B) 発達支援室（放課後等デイサービス）

対象	頻度	標準手順	備考
床	開所前／閉所後	掃除機→必要時水拭き	活動が激しい日は追加
学習机・機器周辺（使用している場合）	閉所後	乾拭き→アルコール拭き	機器は液だれ厳禁
ドアノブ・スイッチ・共用備品	日中 1 回＋閉所後	アルコール拭き	共用物が多いので必須
玩具・教材	閉所後	見える汚れ除去、必要時洗浄	週次でまとめ洗い推奨

C) 相談室

対象	頻度	標準手順	備考
テーブル・椅子（肘掛け含む）	使用後都度＋閉所後	汚れ拭き→アルコール拭き	面談後は必ず
ドアノブ・スイッチ	閉所後	アルコール拭き	
床	週次（原則）＋汚れ時	掃除機→必要時水拭き	来客頻度で調整可

D) トイレ（児童発達支援）

対象	頻度	標準手順	備考
便座・便器周辺	日中 2 回＋閉所後＋	洗浄→拭き取り→	便失禁・下痢便は体

	汚染都度	（施設標準の消毒）	液処理へ
レバー・蛇口・ドアノブ	日中 2 回＋閉所後	アルコール拭きまたは塩素系拭き	流行期は塩素系寄り
床	閉所後＋汚れ時	洗浄→水拭き→乾拭き	トイレ専用器具のみ使用
ゴミ箱（蓋・周辺）	閉所後	拭き取り	週次で丸洗い推奨

E) トイレ（放課後等デイサービス）

対象	頻度	標準手順	備考
便座・便器周辺	日中 2 回＋閉所後＋汚染都度	洗浄→拭き取り→（施設標準の消毒）	便失禁・下痢便は体液処理へ
レバー・蛇口・ドアノブ	日中 2 回＋閉所後	アルコール拭きまたは塩素系拭き	利用回数が多い日は日中 3 回へ増回
床	閉所後＋汚れ時	洗浄→水拭き→乾拭き	トイレ専用器具のみ使用
ゴミ箱（蓋・周辺）	閉所後	拭き取り	週次で丸洗い推奨

F) 事務所

対象	頻度	標準手順	備考
共有機・電話・キーボード外装	終業時（毎日）	乾拭き→アルコール拭き	機器は液だれ厳禁
ドアノブ・スイッチ	毎日	アルコール拭き	
床	週次＋汚れ時	掃除機→必要時水拭き	
ゴミ回収	毎日	回収→袋交換→周辺拭き	個人情報情報は分別ルールへ

7.2 当番・実施タイミング（最小で回る形）

- ・ 開所前：早番（1 名）…床の最低限、トイレ補充
- ・ 日中：日中担当（各フロア 1 名）…トイレ巡回（定時＋汚染時）
- ・ 閉所後：遅番（1 名＋必要時補助）…机椅子・高頻度接触面・ゴミ・床
- ・ 相談室：面談担当者が「使用後都度」を実施（当番化しない）

8. 定期清掃（週次／月次）

8.1 週次（例：毎週金曜の閉所後）

区域	項目	手順要点
児発支援室／放デイ支援室	玩具・教材のまとめ洗い（対象を決める）	洗浄→すすぎ→乾燥（収納前に完全乾燥）
児発支援室／放デイ支援室	マット・クッションの点検	汚れ・破損・臭い確認、必要時洗浄／交換
両トイレ	ゴミ箱の丸洗い／排水口周り	洗浄→乾燥、ぬめり除去
事務所	書類棚まわりの埃取り	乾拭き（書類破損防止）

8.2 月次（例：月末の閉所後）

区域	項目	手順要点
全室共通	換気扇・エアコンフィルタ（設置ある場合）	清掃→乾燥→復旧（感電注意）
支援室	高所（棚上・窓枠）	乾拭き／必要時洗浄
トイレ	壁・扉の拭き上げ、備品総点検	予備在庫・破損確認、補充
事務所	備品（電話台・複合機周辺）	埃取り＋拭き上げ

9. 記録・点検

最低限、以下の「記録が残る運用」にする。

- TS-FORM-32-03-05：清掃・消毒・換気チェック（日次・週次・月次、実施者・未実施理由）
- （週次・月次も TS-FORM-32-03-05 内で記録）
- TS-FORM-32-03-06：嘔吐物・排泄物処理記録（発生場所、使用薬剤、担当、影響範囲、再発防止）
- 消毒薬の作成・使用情報は TS-FORM-32-03-05 の基本情報・備考又は TS-FORM-32-03-06 に記録
- 研修実施記録（年2回以上＋新規採用時）／訓練記録（年2回以上）

10. 体液処理（嘔吐物・下痢便・血液）

10.1 適用

- 嘔吐物
- 下痢便の失禁

- 血液付着（鼻血含む）
- その他、体液による汚染が明確な場合

10.2 役割分担（最低 2 名）

- 一次対応者（現場）：子どもの安全確保・区域隔離・PPE 装着・処理実施
- 援護者（サポート）：キット搬送、周囲の子の誘導、記録、物品補充、保護者連絡補助
- 1 名体制の場合は安全確保・隔離を最優先し、応援要請後に処理する。

10.3 キットの取りに行くルール（動線固定）

発生場所に応じて、最短動線のキットを援護者が搬送する。一次対応者は原則として現場を離れない。

- 放課後等デイ支援室／放デイトイレ周辺：放課後等デイサービストイレ前のキットを使用
- 児発支援室／相談室／児発トイレ／事務所周辺：事務所のキットを使用

10.4 初動（0～2 分）

3. 子どもの安全確保：汚染区域から離し、見守りを付ける
4. 区域隔離：立入禁止（テープ／椅子でバリケード）
5. 換気：可能な範囲で実施
6. 応援要請：管理者または近接職員に連絡（援護者を確保）

10.5 PPE 装着（処理前に必須）

- 手袋、マスク、使い捨てエプロン（必要に応じフェイスシールド）
- 装着場所：汚染区域の外（入口側）で装着し、汚染区域へ入る

10.6 処理手順（嘔吐物・便）

10.6.1 回収（飛散させない）

7. 嘔吐物をペーパータオルで覆う（こすらない）
8. 0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウムを外側から十分に含浸
9. 待機：製品表示の接触時間に従う（表示がない場合は管理者が採用品の手順を確認して標準化する）
10. 外側→内側へ集めるように回収し、袋に入れて密閉（二重袋）
11. 汚染が広い場合は、回収工程を繰り返す（ペーパー追加）

10.6.2 周辺清拭（汚染範囲は広め）

12. 汚染周囲（半径 1～2m 目安）の床・接触面を 0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り
13. 仕上げに水拭き（塩素残留が問題になる素材・手が触れる場所を中心に）
14. 乾燥させる（可能なら立入制限を継続）

10.7 処理手順（血液）

- 少量でも原則同様（PPE→回収→塩素系拭き取り）
- 血液が明確な場合も、製品表示・公的ガイドラインに従う塩素系消毒薬を使用し、待機→拭き取り→水拭き（必要時は医療機関等へ相談）

10.8 トイレ内で発生した場合の追加ルール

- 該当トイレは一時閉鎖（貼紙／入口でブロック）
- ドアノブ、レバー、手洗い蛇口など高頻度接触面を追加で拭き上げ
- 清掃用具はトイレ専用のみ使用（他区域へ持ち出さない）

11. 廃棄物処理（体液関連）

- 汚染物（ペーパー、手袋、エプロン等）は二重袋で密閉
- 廃棄容器は蓋付き、子どもの手が届かない位置
- 廃棄後：手指衛生、必要に応じ周辺の拭き取り

12. 曝露（目・口・皮膚損傷部位等）時の対応

1. 直ちに洗い流す（粘膜は流水、皮膚は石けん＋流水）
3. 管理者へ即時報告
3. 受診要否判断（医療機関相談を含む）
4. 記録（発生状況、処置、再発防止）

13. 研修・周知

- 新任時：PPE、体液処理手順、消毒薬の作成と禁止事項（混合・噴霧等）
- 定期研修：年2回以上（流行期前を含む）／訓練：年2回以上（机上・実地を適切に組み合わせる）
- 掲示：嘔吐物処理手順（簡易版）をキット保管場所とトイレ付近に掲示

14. 付録（関連書式一覧）

- TS-FORM-32-03-05 清掃・消毒・換気チェックリスト（日次・週次・月次）
- （週次・月次の記録は TS-FORM-32-03-05 に統合）
- TS-FORM-32-03-06 嘔吐物・排泄物処理記録
- 消毒薬の作成・使用情報は TS-FORM-32-03-05 又は TS-FORM-32-03-06 に記録
- TS-APP-32-03-06 嘔吐物処理手順（掲示用 A4 1 枚）

TS-APP-32-03-06

別紙

嘔吐物処理手順（掲示用）

「嘔吐・便が出たら：3分でやること」

1. 子どもを離す／区域を区切る／換気
2. PPE（手袋・マスク・エプロン）
3. ペーパーで覆う→0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウム→製品表示の時間待つ
4. 回収→二重袋で密閉
5. 周辺を0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで拭く→水拭き→乾燥
6. PPEを外す→手洗い
7. 記録（TS-FORM-32-03-06）／補充